

令和 8 年度 寝屋川市指定障害福祉サービス事業者等運営指導等実施計画

この計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づき、指定障害福祉サービス事業者等に対し、令和 8 年度に寝屋川市が実施する運営指導及び業務管理体制の整備に関する検査の計画を定めるものとします。

1 この計画の対象

この計画の対象は、寝屋川市が所管する以下の指定障害福祉サービス事業者等です。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者
- (2) 指定障害者支援施設の設置者
- (3) 指定一般相談支援事業者
- (4) 指定特定相談支援事業者
- (5) 指定障害児通所支援事業者
- (6) 指定障害児相談支援事業者

2 運営指導の選定基準

運営指導の対象となる事業所の選定基準は、原則として、次に掲げる事項のいずれかに該当するものから選定することとします。

なお、業務管理体制の整備に関する検査は、原則として運営指導と併せて実施することとします。

- (1) 前年度・前々年度に運営指導を受けていない指定障害福祉サービス事業所、指定一般相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、指定障害児通所支援事業所及び指定障害児相談支援事業所
- (2) 前年度に運営指導を受けていない指定障害者支援施設
- (3) 苦情・通報・情報提供等があり、その内容が確認される又は疑われる事業所等
- (4) (3)に該当する事業所等を運営する事業者等の他の事業所等
- (5) 運営指導、監査等を行い、継続して指導が必要と認められる事業所等

※ 新たに指定を受けた指定障害福祉サービス事業者等については、できる限り早期に運営指導を行います。

3 運営指導の実施時期

令和 8 年 6 月から令和 9 年 3 月まで

4 運営指導での重点指導事項

(1) 適正なサービスの確保

ア 利用者の実態に即したサービス計画及び計画に基づく適正なサービスの確保

イ 利用者等に対する適切なサービス内容の説明及び手続の確保

(2) 適切な事業所等の運営管理体制の確保

ア 人員基準等に基づく従業者の配置及び適切なサービス提供を行うための勤務体制の確保

イ 虐待防止体制、身体拘束の適正化に係る取組、非常災害対策、感染症等対策、苦情処理等の適切な体制の確保

ウ 労働関係法令等に基づく適正な労働環境の確保

(3) 障害福祉サービス等報酬の基準等に基づく自立支援給付の適正化

(4) 直近の障害福祉サービス等報酬改定に係る対応状況

(5) (1)から(4)のほか、「令和 7 年度 指定障害福祉サービス事業者等実地指導 主な指導事項一覧」及び「令和 7 年度 指定障害児通所支援事業者等実地指導 主な指導事項」に記載の事項

5 運営指導等の具体的方法等

(1) 指定障害福祉サービス事業者等に対する運営指導及び業務管理体制の整備に関する検査（以下「運営指導等」といいます。）通知は、原則として実施日の概ね 3 週間前までに行います。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等が、同一敷地内で複数のサービス事業を行う場合は、同日に複数のサービス事業について実施することがあります。

(3) 運営指導等は、原則として福祉部指導監査課の職員からなる 2 人以上の運営指導班を編成して実施します。

(4) 運営指導は、運営等の指定基準、自立支援給付の請求等に関する状況について、関係設備、事前に準備された書類等を確認し、事業所等の関係者に対して説明を求める面談形式で行います。

(5) 運営指導等は、本市関係所管課、関係行政機関等と連携を図り、実施します。

(6) 運営指導中に、次に掲げる事項のいずれかに該当する状況が確認された場合

は、運営指導から監査に切り替えます。

ア 指定等の重大な基準違反の事実が確認された場合又は疑われる場合

イ 利用者に対して、虐待（適切な手続を踏まない身体的拘束を含む。）を行ったと判断される場合又は疑われる場合

ウ 自立支援給付費等の算定及び請求に関する過誤が確認され、その内容が不正若しくは著しく不当なものであると認められる場合又は疑われる場合

(7) 運営指導等の結果、改善を指示した事項については、1 か月程度の期限を付して、改善報告書の提出を求め、改善状況の確認を行います。